平成２３年（フ）第１３５号
富山県高岡市大野266番地１　サンライトイン高岡７―7205号、前住所富山市呉羽町2647番地　今井ハイツ103号
債務者　末永　佳子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１５８号
滋賀県蒲生郡日野町河原２丁目38番地メゾングリシーヌ203号、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字中在寺1207番地９
債務者　西宮　啓一
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第６４５号
兵庫県姫路市野里465番地
債務者　秋山　知則
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６５８号
兵庫県姫路市土山６丁目12番22―311号　セザール姫路土山、従前の住所兵庫県姫路市三左衛門堀西の町141番地　センシブルハウス301号
債務者　洋食屋かさがたこと　海金　通晴
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６５９号
兵庫県姫路市土山６丁目12番22―311号　セザール姫路土山、従前の住所兵庫県姫路市三左衛門堀西の町141番地　センシブルハウス301号
債務者　海金　勝代
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６６５号
兵庫県姫路市西中島388番地３　サンライフ松本102号室、従前の住所兵庫県姫路市北平野南の町16番22号
債務者　山本　秀人
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０７９号
広島市西区観音新町２丁目２番４―403号
債務者　山田　　等
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０９２号
広島市西区楠木町２丁目11番10―201号
債務者　和田　奈々
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５２号
広島市西区古江上２丁目737番地の１　405号
債務者　戸田　千鶴（旧姓藤川）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３６号
広島市安芸区矢野西５丁目14番36号
債務者　湯木　譲二
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０７号
広島市南区翠２丁目６番19―203号
債務者　佐々木一夫
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５４号
香川県仲多度郡琴平町榎井962番地
債務者　中田　文江
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１５７号
香川県丸亀市土器町東６丁目226番地　アップルハイツⅡ106号
債務者　西川　真未
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第８１２号
福岡県中間市弥生１丁目５番２号
債務者　髙橋　昌克
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８４９号
北九州市若松区波打町３番４号
債務者　古川　正治
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８８７号
北九州市八幡西区大字笹田12番地68
債務者　小野　巨人
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４８６号
沖縄県那覇市西３丁目９番３―901号　県営三重城市街地住宅
債務者　国仲　康司
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部